

【よくあるご質問】

Q 1 : 小型除雪機の補助制度を利用して購入した除雪機は、市道しか除雪できませんか？

A 1 : 広報の記事では「市道など」としています。補助金の性質上「公共性」を基本に判断しています。申請時の事業計画書に除雪計画位置図の提出をお願いしています。

除雪可能 ○ : 市道、法定外道路、公衆用道路、農道、コミュニティセンター、集会場、ゴミステーションなど

除雪不可 × : 個人の宅地内の道路、個人の駐車場

ただし、この機械で町内除排雪の補助を受けようとする場合は、「道路」に限定されますので、それ以外の箇所を除雪しても補助対象外となります。

Q 2 : 町内会か3世帯以上で構成される組合とあるが、規約などの整備は必要ですか？

A 2 : 規約などの整備は不要ですが、申請時の事業計画書に共同利用者（組合員）名簿を提出していただきます。

Q 3 : 3世帯は除雪計画位置（道路など）に隣接している人でなければだめですか？

A 3 : 隣接していない人でも大丈夫です。町内会の役員や、同地区の住民の方でも大丈夫です。多い町内会では10名程度を組合員として申請しているところもあります。

Q 4 : 小型除雪機の補助制度を利用して購入した除雪機で、町内除排雪の補助申請しても補助対象となりますか？

A 4 : 補助対象となります。ただし、「道路」に限定されます。

Q 5 : 小型除雪機の補助制度の申請件数が多い場合、先着順となるのでしょうか？

A 5 : 予算の範囲内で、過去の申請実績を考慮して決定します。

（予算を超えた申請があった場合は、以前利用していただいた町内会に辞退していただく場合があります。）